

# 宿泊約款

## 第1条 本約款の適用範囲

- 当施設が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関する契約は、この約款に定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。
- 当施設が、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定に関わらず、その特約が優先するものとします。

## 第2条 宿泊契約の申込み

- 当施設に宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当ホテルに申し出ていただきます。
  - 宿泊者の氏名、年齢、性別、住所、及び職業
  - 宿泊日及び到着予定時刻
  - その他当施設が必要と認める事項
- 宿泊者が宿泊中に前項（2）の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当施設は、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約があったものとして処理します。

## 第3条 宿泊契約の成立等

- 宿泊契約は、当施設が前条の申込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当施設が承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。
- 前条の規定により宿泊施設が成立したときは、宿泊期間（3日を超えるときは3日間）の基本宿泊料を限度として当施設が定める申込金を、当施設が指定する日までに、お支払いいただきます。
- 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第18条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。
- 第2項の申込金を同項の規定により当施設が指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するにあたり、当施設がその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

## 第4条 宿泊契約締結の拒否

- 当施設は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。
  - 宿泊の申込みが、この約款によらないとき。
  - 満室（員）により客室の余裕がないとき。

- (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
- (4) 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
- (5) 宿泊に関し、合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- (6) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
- (7) 都道府県条例に特に規定される場合に該当するとき。

## 第5条 宿泊契約の解除 1

1. 当施設は、宿泊契約の申込者が、宿泊契約の全部または一部を解除したときは、別表「違約金申し受け規定」により違約金を申し受けます。
2. 当施設は、宿泊者が連絡をしないで宿泊日当日の午後8時になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊者により解除されたものとみなし処理することがあります。（事前に到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻）
3. 前項の規定により解除されたものとみなした場合において宿泊者が、その連絡をしないで到着しなかったことが、航空機等公共に運輸機関の不着又は遅延その他、宿泊者の責に帰さない理由によるものであることを証明したときに、第1項の違約金はいただきません。

## 第6条 宿泊契約の解除 2

1. 当施設は、他に定める場合を除くほか、次の場合には、宿泊契約を解除することができます。
  - (1) 宿泊客が当施設の宿泊約款、および利用規則を遵守いただけないとき。
  - (2) 第4条(3)から(7)までに該当することとなったとき。
  - (3) 第3条第2項の申込金の支払いを請求した場合において、期日までにその支払いがないとき。
2. 当施設は、前項の規定により宿泊契約を解除したときは、その予約についてすでに収受した申込金があれば返還いたします。

## 第7条 宿泊の登録

1. 宿泊者は、宿泊日当日、当施設のフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。
  - (1) 宿泊者の氏名、年齢、性別、住所、及び職業
  - (2) 外国人にあつては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日
  - (3) 出発日及び出発予定時刻
  - (4) その他当施設が必要と認める事項
2. 宿泊者が第10条の料金の支払いを、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、

あらかじめそれらの呈示させていただきます。

## 第8条 客室の使用時間

1. 宿泊客が当施設の客室を使用できる時間は、午後3時から翌朝10時までとします。ただし、連続して宿泊する場  
合においては、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。
2. 当施設は、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には次に  
掲げる追加料金を申し受けます。
  - (1) 午後12時までは、客料金の30%
  - (2) 午後2時までは、客料金の50%
  - (3) 午後2時過ぎは、客料金の全額

## 第9条 営業時間

当施設の営業時間は午前6時から午後8時までとします。ただし、必要やむを得ない場合には随時に変更することがあり  
ます。その場合には、適当な方法をもってお知らせいたします。

## 第10条 料金の支払い

1. 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第1「宿泊料金の内訳」に掲げるところによります。
2. 前項の宿泊料金等の支払いは通貨及び当施設が認めた宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿  
泊客の出発の際又は当施設が請求した時、フロントにおいて行っていただきます。
3. 当施設が宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊  
料金は申し受けます。

## 第11条 利用規則の遵守

宿泊客は、当施設内において、この約款に従って当施設が定めて施設内に掲示、展示あるいは備付けした利用規則等に  
従っていただきます。

## 第12条 宿泊継続の拒否

お引き受けした宿泊期間中といえども、次の場合には、宿泊の継続をお断りすることがあります。

- (1) 第4条(3)から(7)までに該当することとなったとき。
- (2) 前条の利用規則に従わないとき。

## 第13条 宿泊の責任

1. 当施設は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又それらの不履行により宿泊客に損害を与えたとき

は、その損害を賠償します。ただし、それが当施設の責めに帰すべき理由によるものでないとき、この限りではありません。

2. 当施設は、消防機関の検査済証を受領しておりますが、万一の火災等に対処するため、損賠賠償責任保険に加入しております。

## 第 14 条 契約した客室の提供ができないときの取扱い

1. 当施設は、宿泊者に契約した客室を提供できないときは、宿泊者の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとします。
2. 当施設は、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設のあっ旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊者に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当施設の責めに帰すべき事由がないときは補償料を支払いません。

## 第 15 条 寄託物等の取扱い

1. 宿泊客がフロントにお預けになった物品または現金並びに貴重品について、滅失、棄損等の損害が生じたときは、それが不可抗力である場合を除き、当施設は、その損害を賠償します。
2. 宿泊客が、当施設内にお持込になった物品または現金並びに貴重品についてフロントにお預けにならなかったものについて、当施設の故意または過失により滅失、棄損等の損害が生じたときは、当施設は、その損害を賠償します。ただし、宿泊客からあらかじめ種類及び価格の申告のなかったものについては、当施設に故意又は重大な過失がある場合を除き、30万円を限度として当施設はその損害を賠償します。

## 第 16 条 宿泊客の手荷物または携帯品の保管

1. 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当施設に到着した場合は、その到着前に当施設が了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡します。
2. 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当施設に置き忘れていた場合において、その所有者が判明したときは、当施設は、当該所有者に連絡をするとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、発見日を含め7日間を限度として保管し、その後最寄りの警察署に届けます。
3. 前2項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当施設の責任は、第1項の場合にあっては前条第1項の規定に、前項の場合にあっては同条第2項の規定に準ずるものとします。

## 第 17 条 駐車場の責任

宿泊客が当施設の駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当施設は場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理にあたり、当施設の故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

## 第18条 宿泊客の責任

宿泊客の故意又は過失により当施設が損害を被ったときは、当該宿泊客は当施設に対し、その損害を賠償していただきます。

## 宿泊約款別表

別表第1: 宿泊料金等の内訳

宿泊客が支払うべき総額	宿泊料金	(1) 基本宿泊料(室料) (2) サービス料( (1) × 10% )
	追加料金	(3) 追加飲食料及びその他の利用料金 (4) サービス料( (3) × 10% )
	税金	(イ) 消費税 (ロ) 入湯税

別表第2: 違約金申し受け規定

不泊	当日	前日	3日前より	7日前より	14日前より	—	—
100%	100%	100%	80%	50%	30%	—	—

※数字は宿泊料金に対する違約金の比率です。

※契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわらず、1日(初日)の違約金を収受します。